

監査報告書

学校法人南星学園

理事長 中村昌宏 殿

学校法人南星学園寄附行為第14条の定めに基づき、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査を実施したので、その結果につき以下のとおり報告します。

監査方法の概要

理事会その他重要な会議に出席するほか、職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本法人の施設において、業務及び財産の状況及び事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施した。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び寄附行為に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月10日

監事 平地肇

監事 比嘉智明

